

総務福祉常任委員会記録

招集年月日	令和6年6月5日(水)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開会 6月5日 午前10時00分			
	閉会 6月5日 午前10時24分			
出席委員	委員長 委員 " "	山田一繁 城所美奈子 加藤大輔 森崎成喜	副委員長 委員 " 議長	加藤将伍 小谷野五成 佐藤真 鈴木健夫
欠席委員	なし			
説明のため	総合政策部長	国分 央	財政課長	上田延洋
出席した者の職氏名	主(財政担当)幹	長谷川和則	主 査	照沼輝星
	総務部長	相磯剛啓	税務課長	内藤好一
	主(市民税担当)幹	岡野真紀	主(資産税担当)幹	井上 憲
	健康推進部長	梶山吉之	保険年金課長	小島敏彦
	主(国民健康保険担当)幹	渋谷 充		
	保健相談センター長	高山知子	主(健幸のまち推進担当)幹	北野新二
	主 査	田村 陵		
	書記	事務局長	林 政 男	次 長
	主 幹	金子 砂知子	主 事	小山和也
付託事件	議案第34号 令和6年度日高市一般会計補正予算(第3号)			
	議案第35号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)			
	議案第36号 日高市税条例の一部を改正する条例			
	議案第37号 日高市都市計画税条例の一部を改正する条例			

審 査 の 経 過

(別 紙 の と お り)

開 会 午前10時00分

○山田委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、席次についてですが、所属変更により佐藤議員、新たに城所議員、小谷野議員が加わり、初めての委員会になるため、席次を決める必要があります。会議規則第4条第2項の規定を準用し、委員長において指定させていただきます。現在お座りの仮の席次をそのままの席次として指定いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第34号、議案第35号、議案第36号及び議案第37号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案第34号 令和6年度日高市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

初めに、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （健康推進部長）

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時00分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

健康推進部関係について質疑を願います。

（な し）

○山田委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

（説明員退席）

○山田委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （総合政策部長）

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時03分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

（な し）

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第34号に対し、反対の願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 議案第34号 令和6年度日高市一般会計補正予算(第3号)に反対の立場から討論いたします。

本議案には、国民健康保険特別会計繰出事務としてマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額する内容が含まれております。増額されたシステム改修費の財源として必要な繰入金については、議案第35号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に計上されておりますが、この議案第35号に反対する立場から、繰出金を増額する本議案、第34号に反対をいたします。

○山田委員長 次に、賛成の願います。

加藤委員。

○加藤(大)委員 議案第34号 令和6年度日高市一般会計補正予算(第3号)について賛成の立場から討論をいたします。

本補正予算案は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修を行うための国民健康保険特別会計に繰り出される経費と新型コロナワクチン接種が定期接種となることに伴う経費が計上されたものでありますが、どちらの事業も市民生活、とりわけ生命や健康に関わる必要な予算であります。また、どちらの事業においても遅れることなく準備を進めていく必要があると考えることから、本案に賛成をいたします。

○山田委員長 次に、反対の願います。

(なし)

○山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和6年度日高市一般会計補正予算(第3号)を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立5名、不起立2名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時06分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

小谷野委員。

○小谷野委員 議案第35号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について  
質疑いたします。

補正予算書7ページ、歳出、国民健康保険資格管理事務の加入者情報通知対応システム改修委託料235万4,000円と資格情報突合対応システム改修委託料147万4,000円に関して3点お伺いいたします。

1点目、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費とのことですが、システム改修によって行われる具体的な内容とともに、改修の目的、もたらす効果についてお伺いします。

2点目、12月には健康保険証がマイナ保険証に移行される予定と認識しておりますが、このシステム改修はマイナ保険証の移行に当たってのプロセスのどのような段階のものであるかお伺いします。

3点目、システム改修に充当する財源について、本補正予算では一般会計から繰入金となっておりますが、今後国等からの財政支援はあるかお伺いいたします。

○山田委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 では、御質疑に順次お答えいたします。

1点目のシステム改修の具体的な内容と、その目的や効果についてでございますが、加入者情報通知対応システム改修につきましては、健康保険証の有効期限満了による更新に合わせ、7月に郵送する案内通知に国民健康保険制度のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁の情報とともに、マイナ保険証の利用を促す文面、こちらを印字してお知らせするものでございます。全ての被保険者を対象としており、被保険者自身のマイナンバーと一致していることを御確認いただくことが目的であり、情報の正確性を担保することでマイナンバーカードを健康保険証として安心して御利用いただけるようにする効果を期待しております。

次に、資格情報突合対応システム改修につきましては、医療機関や薬局に導入されているオンライン資格確認等システムの登録情報と保険者システムにおける登録情報とを突合せせることで、両システム間で被保険者の登録情報に相違が生じていた場合には、保険者システム側で検知

することができる機能を追加するものでございます。また、突合の結果が相違した場合には、不一致が生じた要因を確認し、分析するための詳細情報を出力する機能も併せて追加するものでございます。この改修では、今後月ごとの情報連携による突合を行うことで、登録情報に相違があった場合には、早期の検知を可能とすることを目的としております。また、その効果としては、マイナ保険証の運用を本格化させるに当たり、登録情報に誤りを生じさせないことで安心して御利用いただけるようになるものと考えております。

続いて2点目、このシステム改修がマイナ保険証の移行に当たってのプロセスにおいてどのような段階のものであるかとの御質疑にお答えいたします。委員の御質疑にもありましたとおり、現行の健康保険証の発行は令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。本補正予算に計上した2件のシステム改修につきましても、その移行準備に係る改修の一環ですが、改修を予定しているもののうち、早期に実施する必要があるものについて先行して予算計上したものになります。この先もマイナ保険証への移行準備に関する大規模なシステム改修を行う必要がありますことから、当該経費については今後の補正予算にて計上していくことを予定しております。マイナ保険証に関しましては、医療を受けるに当たり市民生活に欠かせないものとなってまいります。その利用においては、被保険者が混乱しないよう確実に準備を進めてまいります。

続いて3点目、システム改修に充当する財源について国等からの財政支援はあるのかとの御質疑にお答えいたします。このたびのシステム改修は、マイナ保険証に関するもので、国の施策に基づくものであります。システム改修の費用については、国からの財政支援が予定されておりますが、現時点では詳細が確定しておりません。このシステム改修は、その実施時期から早急に行う必要があるため、本補正予算においては委託料の充当財源として一般会計からの事務費繰入金を増額することで対応したところでございますが、国費等の財政支援の詳細が確定した際には、財源更正等の措置を行うことを予定しております。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

城所委員。

○城所委員 今、小谷野委員が大体聞いていただいたのですけれども、私からは1点だけ。今、日高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の中でシステム改修のうち、委託先についてだけお尋ねします。

○山田委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 御質疑にお答えいたします。

システム改修の委託先について、このたびの改修を行う国民健康保険のシステムは、本市の基幹業務システムである総合行政情報システムにおける国民健康保険の業務メニューを利用していることから、当該システムを開発した事業者との特命随意契約を締結することを予定しており

ます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第35号に対し、反対の方願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 議案第35号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に反対の立場から討論をいたします。

先ほどの質疑の中で、本議案について提案説明でもありましたけれども、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費を追加し、歳入予算の繰入金を増額するものとの説明がありました。先ほどの答弁にもありましたけれども、このシステム改修は令和6年12月2日にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行する準備に係る改修の一環との説明です。資格情報突合対応システム改修において、医療機関などにおける資格確認システムの登録情報と保険者システムにおける登録情報の突き合わせによる登録情報のチェック機能など、安心して利用できる内容が含まれていることは評価できますが、こうした問題が出てくる中で、半年後にマイナ保険証への移行を行うこと自体に無理があると私は考えます。6月2日の東京新聞の報道によれば、マイナ保険証の利用率は6.56%にとどまっているとされておりますが、政府による無理な移行政策の反映と考えます。現時点では、マイナ保険証への移行の準備をするのではなく、マイナ保険証の課題解決に専念するべきと考えます。

以上から、本議案は国の施策を反映したものとなっておりますけれども、以上の理由から議案第35号に反対をするものです。

○山田委員長 次に、賛成の方願います。

加藤委員。

○加藤(大)委員 議案第35号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について賛成の立場から討論いたします。

本補正予算案は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修を行うための経費が計上されたものでありますが、現行の健康保険証の発行は令和6年度12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。マイナ保険証は、医療を受けるに当たり市民生活に欠かせないものとなっていきますので、利用時には被保険者の混乱が起きないように

確実な準備が必要であると考えことから、本案に賛成をいたします。

○山田委員長 次に、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数) (起立5名、不起立2名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 日高市税条例の一部を改正する条例、議案第37号 日高市都市計画税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第36号について質疑を願います。

加藤委員。

○加藤(大)委員 議案第36号 日高市税条例の一部を改正する条例について2点質疑をいたします。

1点目、附則、公益法人等に係る市民税の課税の特例第4条の2の規定が削除となる理由をお伺いいたします。

2点目、平成24年度から地方団体の自主性、自立性を一層高めるとともに、税制を通じてこれまで以上に地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするという観点から、国が一律に定めていた内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が導入されております。本議案の改正は、先日の臨時会での改正を受けて課税標準の特例措置のうち、わがまち特例の割合の定める規定を追加するものでありますが、規定を追加する理由をお伺いいたします。

また、法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合が7分の6に、法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合が2分の1になっている

理由も併せて御説明ください。

○山田委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 質疑に順次お答えいたします。

初めに、1点目の附則第4条の2の規定が削除となる理由でございますが、当該規定については地方税法で規定すれば足りる内容であることから削除するものでございます。なお、削除することにより内容が変更されるものではございません。このことにつきましては、令和6年度税制改正において国が公益信託に関する法律の改正の中で見直しを行い、単に課税標準の計算、みなし課税を定めるものであることから、市町村の税条例からは削除するべきであるという趣旨の通知があったためでございます。

次に、2点目の課税標準の特例措置のうち、わがまち特例の割合の定める規定を追加する理由でございますが、再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、特定のバイオマス発電設備についての規定と行政による街路、公園等の公共施設の改修、利活用と併せて周辺の民間所有地を一体的に公共空間として整備し、官民一体となって魅力的な公共空間を創出する一体型滞在快適性等向上事業を推進するために規定を追加するものでございます。

特例率につきましては、法附則第15条第25項第2号に規定する設備は7分の6、法附則第15条第38項に規定する固定資産は2分の1とするものでございます。この2つのわがまち特例の特例率につきましては、市内に対象となる設備や固定資産がなく、特段の理由がないため、国の定める参酌基準の特例率を適用するものでございます。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

次に、議案第37号について質疑を願います。

加藤委員。

○加藤(大)委員 議案第37号 日高市都市計画税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

日高市都市計画税条例の一部の改正について、法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合ということで、市税条例と同様の改正と見受けられますが、その理解でよろしいかお伺いいたします。

○山田委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 質疑にお答えいたします。

日高市都市計画税条例の改正についてでございますが、委員お見込みのとおり、一体型滞在快適性等向上事業についての規定で税条例と同様の改正となります。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○山田委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第36号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第36号 日高市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第37号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第37号 日高市都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時24分

総務福祉常任委員会

委員長 山 田 一 繁